

発表者，シンポジストとの意見交換

<鳩貝>

それではこれから意見交換を始めます。

シンポジストの先生方相互に，質問などございますか。

<田村>

佐伯先生から，「動物の適正な利用」というお話があったと思います。「適正」ということの理解は，「ファイブ・フリーダムが保証されている」ということと理解してよろしいでしょうか。

<佐伯>

はい。そういうことです。それを担保した上で，人が動物に対して適切な対応をしていくということです。そして，目的を果たすために，適切に動物を利用していくということです。

<鳩貝>

学校での動物飼育について歴史的なことを見ていくと，戦前では家畜として動物飼育を行っているという側面があったと思います。その流れはまだまだありますが，一方で，見世物的な展示を行うという側面もあるかと思います。このようなことに対して学校での歴史的背景はどうだったのでしょうか。田村先生にお伺いいたします。

<田村>

学校で動物を飼育することに関しては，誰しも効果があるとお考えのことだと思います。その場合，動物を飼育するということに対して，適正さ，あるいは適切さを確認する必要があると思い，先ほど佐伯先生にお伺いしました。

しかしながら，先ほど鳩貝会長からお話があったように，現在でも学校で動物を飼育するに当たって十分ではない，あるいは適切ではない場面もあるのではないかと思います。我々は，そのような現状を把握し，

教育活動や社会活動の中で，適切に飼育できる環境を整えていかなければならないと思います。このことを，現状の学校でどの程度実現していくことができるかということについて，憂慮すべきことがたくさんあるということかと思います。高い理想は掲げていますが，現状を見ると，マンパワーであったり，財政的なことであったり，そういうことが足かせになって，なかなか理想を実現することができていないのではないかと思います。

<鳩貝>

学校での動物飼育は，多様となっている現状があります。私がこの活動に携わるようになったきっかけとなったことですが，獣医師さんたちに学校での飼育動物の現状を伺う機会があり，獣医師さんたちが学校飼育動物に対して「この現状は非常に憂慮すべきことであり，何とかしていかなければならない」とおっしゃっていたことに衝撃を受けました。

本日のシンポジストの皆様のお話を伺う中で，学校で飼育している動物たちの飼育環境を改善していかなければならないと強く感じました。

さて，飼育環境改善のためには，まずは学校が責任をもって飼育していかなければならないことは確かです。このことに関して，チャットでの質問に次のようなことが挙げられていました。「文部科学省の山本様に質問です。動物愛護法の家庭動物等の飼養と管理の基準の中で、『管理者』について書かれていますが，山本様のお話では，『管理者は教育委員会である。』とのことでした。しかし，実際に動物を飼育しているのは学校なので，管理者は校長なのではないかと思います。」とのことでした。この

ことについて、補足説明をいただければと思います。

＜山本＞

「管理者」についての考え方ですが、これは、学校を設置し管理する機関である教育委員会が管理者であると理解しております。もちろん、日常的な学校運営や管理については、各校の校長ということになっていますが、飼育環境を整える際に発生する、例えば餌代や飼育舎の修繕などに関しては、教育委員会がその管理を行っていますので、管理者は教育委員会であるとの解釈をしています。

＜田村＞

「管理者は教育委員会である」と考えたときに、教育委員会の管轄内のすべての学校で、どのような動物が飼育されていて、どのような飼育環境にあるのかなどを把握しておかなければならないこととなります。また、教育員会は、各学校に対して指導助言のようなことをしていかなければならないこととなります。この辺の実情はどのようなになっているのかお伺いできればと思います。

＜山本＞

原則論から言えば、今お話しされたような形を取っている必要があると思います。ただ、具体的に教育委員会が各学校に対してどのような管理や指導助言を行うのかということについては、様々なやり方がありますので、このことに関しては、各教育委員会に委ねられているところです。学校で起こったことについては設置・管理者である教育委員会が責任をとらなければならないということです。

＜鳩貝＞

私も教育委員会の指導主事の方々と接する機会がありますが、極めて業務が多忙であり、どこまで各学校の飼育動物の管理まで関わっていただけるのか、甚だ心配では

あります。先ほどの佐伯様のスライドにもありましたが、教育委員会と獣医師会が連携している事例は、決して多いとは言えない状況です。ということは、教育委員会と獣医師会との連携も進めていかなければいけないことだと思いますが、このことに関して、佐伯先生いかがでしょうか。

＜佐伯＞

「動物愛護推進委員会」が、各都道府県に設置される場合があります。この構成員には、獣医師会や、動物愛護団体、地域ボランティアの方々がいらっしゃいます。これはもともと、動物愛護推進委員をサポートするための協議会なのですが、オブザーバーとして教育委員会の方にも入っていただいている場合もあります。ただ、オブザーバー的な位置づけですので、会の運営に直接携わるようなことはありません。今後は、獣医師会が会の運営にもっと深く関わっていき、教育委員会との接点も強くしていく必要があるのではないかと思います。また、動物愛護推進委員が個々に活動している場合も多く、獣医師会としてもなかなかその現状を把握しきれていないところもありますので、各学校と動物愛護推進委員との関わりについて、教育委員会が把握していただけると、獣医師会としても動きやすくなると思います。

處先生、ほかに何か情報があればお話しください。

＜鳩貝＞

福岡の處先生、補足説明などあればお願いします。

＜處＞

教育委員会と獣医師会との連携についてですが、獣医師会は市町村ごとにあるわけではございません。学校の設置者は市区町村教育委員会です。獣医師会は、政令指定都市も含めて 55 の数があります。獣医師会が教育委員会とお話をしようとする、対

象となるのは都道府県，あるいは政令指定都市の教育委員会となります。政令指定都市の教育委員会は学校の設置者でありますので，話がしやすいです。しかし，都道府県の教育委員会に対して，都道府県の獣医師会がお話をしようとする，都道府県の教育委員会は，人事や働き方改革などは所管していますが，各学校の運営に関しては所管していないという話になってしまいます。例えば，福岡県教育委員会と福岡県獣医師会との契約では，学校への訪問活動などに対しては経費負担をしていただくことができることになっていますが，動物の診療や餌代，飼育舎の修繕などの経費に関しては，市区町村の教育委員会が関与することになります。このようなことから，福岡県の獣医師会は，市町村の教育委員会となかなか連携がとれない実情があります。ただ，市町村の教育委員会が，学校で飼育している動物の管理責任をもつということであれば，学校での動物の飼育状況をしっかりと把握していただくことが必要だと思います。また，診療費や餌代などの経費措置を執っていただくことも必要なのではないかと思います。余談になりますが，私は福岡県のある市の教育委員でもあります。ここでは，教育長をはじめとして指導主事も，各校の飼育状況は把握していないと思います。このことは，全国の市町村教育委員会の実情かと思っています。

<鳩貝>

連光寺小学校の關口校長，いかがでしょうか。

<關口>

学校管理者の校長として一言申し上げます。

特に都市部の教員たちは，佐伯先生の話にあった「五つの自由」についてのロールモデルを知りません。都市部の人間にとって，「動物飼育」と聞いて連想することは，

養豚場や養鶏場のようなものだけです。したがって，ロールモデルがないということ，都市部の教員に動物福祉に対する認識が欠落しているということなのではないかと思っています。ということなので，ロールモデルになるような映像を，学校に提供していただくなどの対策を講じることが，まずは必要なのではないかと思います。例えば，本校ではヤギも飼っていますが，ヤギはきれい好きなので，小屋の中をきれいにしてから小屋に戻してあげます。しかし，小屋でまたすぐに糞をします。そこで，ヤギにとってきれいとはどの程度のことなのか，ロールモデルがないとわからないわけです。長い年月一緒に生活していればわかるのかもしれませんが，このような程度の問題は，なかなか把握できないのが実情ではないかと思っています。

<鳩貝>

關口先生の学校では，継続的に動物を飼育されていて，先生方も飼育方法などについて理解をされていると思いますが，先ほどのお話にあった，程度の問題については，「こうしておけば大丈夫」ということまでは把握できていないということなのだと思います。現在の教員養成課程では，動物飼育に関する講座を設けているところが極めて少ない現状です。このようなことから，自ら動物を飼育した経験がない先生が増えることによって，学校で動物を飼育することが難しくなっていくのではないかと思います。そうならないようにするために，初任者あるいは管理職の先生方に対する研修が重要なのだと，常々思っているところであります。

<田村>

例えば，文部科学省が市町村の教育委員会に対して指導を強めるという方法も，一つの対策かもしれません。ところが，このような方法をとることによって，必ず小動

物を飼育することと定められているわけではないので、温もりや表情がある動物を飼育しない、という方向に流れることも十分考えられることだと思います。したがって、文部科学省から市町村教委に対して指導を強めるということが得策だとは思えないということになります。働き方改革の動きも出ている昨今でもあり、先ほど環境省の野村様から、「いろいろなことを見直す時期がきている」とのお話がありましたが、このことの中に、解決策が隠れているのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

<野村>

確かに、「いろいろなことを見直す時期がきている」とは申し上げましたが、私どもとしても、ズバッと答えが出せるわけではありません。とても悩ましい実情があります。というのも、この、動物愛護・管理の世界というのはとても多様な意見があり、かじ取りをする立場として、非常に難しい状況があります。

学校飼育動物に関しては、地球温暖化が進む昨今、まだ屋外で飼育している現状があり、これは何とかしなくてはならない状況であると思います。仮に、夏休みの間に、先生方や PTA の方々が世話をするとしても、屋外での飼育は動物の福祉上問題があるのではないかなと思います。もう一つの見方として、これは予算の問題が大きいと思いますが、動物が病気になっても治療してあげられないことも、大きな問題だと言われていることです。結果として、動物が死んでしまったときに、校庭に埋めなければいけない。このようなことが果たして教育的に問題がないのかということです。このような背景があって、国会でも学校での動物飼育についての質問が出たということなのだと思います。私としても、学校で飼育されている動物が大切に飼育されていないという状況を、子どもたちが感じたとする

ば、それは問題なのではないかと思っています。

したがって、見直す方向ということ言えば、「動物を適正に飼育できるようにする」ということに尽きるのではないかなと思います。

<鳩貝>

これまでのお話の内容が、いかに学校に浸透していくのか、管理職の先生方がいかに理解を示していけるのか、ということが現在の大きな課題であると感じています。このようなことを改善するためには、教員免許法の中に、学校飼育動物の飼育に関する講座を受講することが必要であることなどが明示されることが必要であると思えますし、そうなってくれば、状況は少し変わってくるのではないかなと思います。かといって、こうなることをずっと待っているわけにはいきません。一方で働き方改革の動きがあり、業務を精選していかなければならない実情もあります。このように、なかなか一筋縄では解決できることではなく的確な解決策を見いだすことが困難な状況であるというのが現状ではないかなと思っております。

では、フロアの参加者の皆様方から、ご質問などがあればお受けいたします。

<参加者1>

私は、この研究会の会員ではないのですが、動物福祉の関係の NPO 法人に所属して活動しています。いろいろな学校から質問などを受けることがあり、このような暑い時期は対応がとても大変です。適正な環境で飼育できないのであれば、獣医師会から学校に、飼育するのをやめるように働きかけていただきたいと思っていて、それをお願いしているところなのですが、対応は難しいと回答がありました。また、獣医師会に対し、動物愛護法を学校に周知してほしいと申し上げたところ、そうすることで、

第25回研究大会

学校は動物を飼わなくなってしまうという回答もありました。いろいろな状況はあるのだと思いますが、学校の先生方に動物愛護法の周知をお願いしたいと思っています。

＜参加者2＞

大学の教員です。ふだんは、学校飼育動物の歴史について研究しています。

「動物愛護法」で、「所有者、又は占有者」という言葉が出てきます。このことと、これまでお話が出てきました「管理者」は同じなのかどうか、お教えいただければと思います。

＜山本＞

本日の資料の中にも示しましたが、「所有者、又は占有者」と「管理者」は異なります。＜参加者2＞

「動物愛護法」の中で、「所有者、又は占有者」という言葉が出てきますが、これは校長なのか、市町村教育委員会なのか、どちらでしょうか。

＜野村＞

「動物愛護法」の中で、「所有者、又は占有者」と言うときには、あくまでも動物を飼育する人を指しています。学校飼育動物に関しては、今話題になっている「管理者」との区別ができていうことではありません。この「管理者」の規定については、文部科学省さんの見解によるところだと思います。

＜山本＞

私もこの場で明確なことはお答えできませんが、まず、学校で飼育している動物は、「学校の所有物」ということになると思いますが、その建物や施設などは、校長が所有しているということではなく、設置者である市町村教育委員会が所有しているという解釈になります。したがって、学校で飼育している動物の所有者も市町村の教育委員会というところに行き着きます。しかし、

これはあくまでも一つの考え方であり、学校で飼育している動物が、どのような背景があって飼われることになったのかなど、様々な要因が絡んできますので、一概には申し上げることができないのが実情です。

＜鳩貝＞

このことに関して、高橋（本会運営委員）先生、事例などご紹介いただけますでしょうか。

＜高橋＞

私も校長の経験がありますが、私のいた市では、市教委が獣医師会に治療費なども含めた委託をしていました。このように、大変恵まれた状況にありましたが、市教委などの行政と、獣医師会とを結びつけることは、校長の仕事だと思っています。学校で動物を適正に飼育することは、学校や市教委だけではできないことです。是非、獣医師の皆様にもご協力いただき、学校獣医師制度の普及ができれば良いと思っています。

＜参加者3＞

小学校の教員です。

本日参加して感じたことは、奈良県立高等養護学校の生徒さんたちから、生の声を聞いたとで、動物飼育の教育的な価値を教えてもらいました。動物飼育の責任の所在について明らかにすることとても必要なことだとは思いますが、目の前にいる動物の命をいかに守るかということ、そのことを見ている子どもたちへの教育的な価値や学びについて考えていかなければならないと思っています。このことについては、それぞれの学校の近隣の獣医師の方や動物園などに声をかけることで、いろいろな困難を乗り越えていけるのではないかと思います。また、学校での飼育行為そのもの、飼育を通しての子どもたちへの教育的価値、飼育環境と体制作り、この三つをよく整理することが必要だということも、今回

参加して学んだところです。

そこで一つ質問したいことは、「災害時の同行避難」についてです。学校は広域避難場所に設定されています。災害が起きたときにはガイドラインが示されていて、避難してくる人を受け入れなければなりません。そうすることで、避難してくる人たちが連れてくるペットに対する飼育環境を考えなければなりません。その際、それらの飼育環境をどのように整理していけば良いのか、わかっていない事実があります。人と動物、動物と動物など、様々な関係性における問題が生じてくる可能性があります。このようなことに対して、環境省のガイドライン以外に何か定められていることがあれば、教えていただきたいと思います。

<野村>

環境省としても、お話しいただいたガイドラインよりも詳しいことは提示していません。ガイドライン自体も、東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえてつくられています。ここでは、まず、人の命を守らなければいけないということが示されています。例えば、ペットがいるから逃げずに被災してしまうようなことを防ぐ目的でつくられています。ただ、学校飼育動物との関連までは考えられていません。このような現状であるということだけ、お伝えしておきます。

<佐伯>

避難場所としては、学校が指定されている場合が多いと思いますが、同行避難に関することについては、関連する自治体まで伝わっていないこともあるほか、避難所マニュアルの中にも同行避難に関することが示されているものの、実際に被災が起きたときには無視されてしまうようなことも多々あります。

獣医師会としては、避難所にいろいろな

動物が連れて来られることは想定していますし、実際に多種の動物が避難所に連れて来られたときに、どう仕分をし、どう飼育をしていけば良いのかなどシミュレーションを行っていますが、それがマニュアル化されているかと言えばそこまでは至っていません。ただ、実際にそのような災害が起きたときに、地域の獣医師が総力を挙げて対応していくような体制作りは行えると思います。

先ほど、学校獣医師制度というお話もいただきましたが、このことも含め、実際に災害が起きたときの獣医師の役割について、法的な決まりがあるわけではありませんので、立ち位置が明確になっていない現状があります。このようなことを制度化していただくことで、獣医師の立ち位置が明確になり、より責任感をもって取り組んでいけるのではないかと思います。

<参加者3>

もし災害が起きたときは、獣医師の方にお伺いすれば、何らかのアドバイスをいただけるということでしょうか。

<佐伯>

はい。獣医師会としても災害時に、避難所内を巡回しながら様子を見て回るであったり、困りごとへの対応であったり、獣医師としての対応を今後も整備していきたいと考えています。

<鳩貝>

いろいろな方面へ話題が広がってきました。ここにご参加の方々も、災害時の動物への対応まではお考えになっていない場合が多かったかと思います。

だいぶ予定した時間が過ぎてしまいました。これでシンポジウムは閉じさせていただきます。本来であれば、私がまとめを行うことになっておりましたが、その時間を取ることができません。これから、シンポジストの方々と会場にご参集いただいた方

第25回研究大会

々とで、意見交換を行う時間を設けたいと思いますので、まともは割愛し意見交換の時間を十分に取りたいと思いますのでご了承くださいただければと思います。

シンポジストの皆様方には、とても丁寧でわかりやすいお話を頂きました。ありがとうございました。これからの学校での新しい動物飼育の在り方について、幅広い知見が得られたのではないかと思います。い

ろいろな問題点がありますが、これらのことを少しでも解決していけるように、我々研究会も皆様と一緒に考え、活動していく所存であります。

シンポジストの皆様、ご参会の皆様、本日は、お忙しい中ご参加いただき、ありがとうございました。これにて、研究大会を閉じさせていただきます。